

令和4年度第12回

東北町農業委員会総会議事録

期日 令和5年3月13日

場所 東北町北総合運動公園

2階 会議室

令和4年度第12回東北町農業委員会総会

1. 開催場所 東北町北総合運動公園 2階 会議室

2. 開会日時 令和5年3月13日(月) 午後1時30分

3. 閉会日時 令和5年3月13日(月) 午後3時13分

4. 出席農業委員(12名)

1番	乙部繁作	2番	竹内勝子
6番	小野寺正八	7番	甲地武彦
8番	蛭名修二	9番	甲地俊隆
10番	蛭沢清子	11番	沼尾京子
12番	蛭名勲	13番	米内山隆博
14番	沼尾幸一	15番	久保田正一

5. 欠席農業委員(2名)

4番	岡山敬一	5番	木村豊三郎
----	------	----	-------

6. 出席農地利用最適化推進委員(4名)

徳万才	佐々木祐輔	旭	笹倉隆悦
表町	山田昭二	千曳	藤井久

7. 欠席農地利用最適化推進委員(1名)

栄沼 鶴ヶ崎 勝也

8. 会議に付した案件

- 報告第33号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第34号 農地等の一括贈与に係る納税猶予に関する証明（農業経営）について
議案第38号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第39号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について
議案第40号 東北町農用地利用集積計画の決定について
議案第41号 東北農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について
議案第42号 令和5年度農作業労働賃金等及び農地賃借料情報（案）について
議案第43号 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
議案第44号 東北町農業委員会農地移動適正化あっせん基準について
議案第45号 農業委員会事務局職員の人事異動に係る会長一任について

9. 議事録署名委員

2番 竹内 勝子

9番 甲地 俊隆

10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長 河島 徳悦 事務局主査 荒木 浩美

11. 書 記

事務局副参事 竹内 恒幸

—— 開会 午後1時30分 ——

事務局員 総会に入る前に、挨拶を交わしたいと思います。ご起立願います。
「こんにちは」、着席願います。
ただいまから、3月3日に招集通知しました第12回東北町農業委員会総会を開催いたします。
本総会の出席委員は、12名で定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。
なお、農地利用最適化推進委員4名の出席があります。本日、4番 岡山 敬一 委員、5番 木村 豊三郎 委員より、会議規則第4条の規定に基づく、欠席届出がありましたので、ご報告いたします。
それでは、会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 (会長挨拶省略)

事務局員 ありがとうございます。
それでは、東北町農業委員会会議規則第5条により、会長は、会議の議長となり、議事を整理することになっておりますので、会長より議事進行をお願いします。

会 長 それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長 これより、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。総会の提出案件は、報告2件、議案8件であります。充分なるご審議をお願いします。
それでは、議事に入ります。

議 長 日程第1 議事録署名者の指名及び書記の任命について、議題とします。
お諮りします。議長の私から指名することに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認めます。

議長 したがって、議長において指名することに決定しました。
議事録署名者には、2番 竹内 勝子 委員、9番 甲地 俊隆
委員を、指名いたします。
なお、書記には、竹内副参事を任命いたします。

議長 日程第2 会期の決定について、議題とします。
総会の会期は、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議長 異議なしと認め、総会の会期は、本日1日とすることに決定しま
した。

議長 日程第3 報告第33号 農地法第3条の3第1項の規定によ
る届出書の受理について、議題とします。
事務局より朗読及び説明をお願いします。

事務局長 1ページをお開きください。
報告第33号、このことについて、農地法第3条の3第1項の規
定による届出書を受理したので報告するものです。
2、3ページをお開きください。
(受付番号62番から65番、4件朗読説明) 以上、4件です。

議長 ただいま、事務局より報告第33号の朗読及び説明がありまし
た。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議長 質疑なしと認め、報告第33号は、原案のとおり報告済といたし
ます。

議長 日程第4 報告第34号 農地等の一括贈与に係る納税猶予に
関する証明、農業経営について議題とします。
事務局より議案朗読及び説明を願います。

事務局長 4ページをお開きください。
報告第34号 農地等の一括贈与に係る納税猶予に関する証明
農業経営について、贈与税及び不動産取得税の納税猶予を受けて

事務局長 いる受贈者に対して、引き続き農業経営を行っていることを証明する旨を、報告するものです。
5ページをお願いします。
(受付番号1番から9番、9件を朗読説明)以上、9件です。

議 長 ただいま、事務局より報告第34号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし)の声あり。

議 長 質疑なしと認め、報告第34号は、原案のとおり報告済といたします。

議 長 日程第5 議案第38号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 6ページをお開きください。
議案第38号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、農地法施行令第1条の規定により、所有権移転7件使用貸借権1件の許可申請書の提出があったので、審議を求めます。
7ページから10ページをお開きください。所有権移転7件について説明いたします。
(受付番号60番から66番朗読説明)以上、7件です。
次に11ページをお開きください。受付番号2番、使用貸借権1件について説明いたします。
(受付番号2番朗読説明)以上、1件です。

議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし)の声あり。

議 長 異議なしと認め、議案第38号は、原案のとおり許可することに決定しました。

議 長 日程第6 議案第39号 農地法第5条第1項の規定に基づく

議 長 農地転用許可に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 12ページをお開きください。
議案第39号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について、農地法施行令第15条第1項の規定により許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求めるもので、13ページの、受付番号15番1件について現地調査が行われております。
申請箇所の位置等は、14ページから16ページのとおりです。
(受付番号15番、1件を朗読説明) 以上、1件です。

議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。これには現地調査が行われていますので、8番 蛭名 修二 委員より現地調査の報告をお願いします。

8番蛭名修二委員 議案第39号の現地調査の報告をいたします。
13ページから16ページの資料により、農地法第5条転用の所有権移転について、ご報告いたします。
3月1日に、藤井久推進委員及び事務局と現地へ出向き、代理人立ち会いのもと、現地確認調査を実施しました。
申請地は、東北町役場本庁舎から東北東へ約500メートルの距離にあり、県道七戸上北町停車場線の南側の裏通りに面し、近くには、青森銀行上北町支店やJA十和田おいらせ上北支店があり、都市計画用途地域の第二種住居地域に指定された区域内に位置しています。
転用の目的は、自己住宅の建築で、現況においては、境界が明確であり、周辺に被害を及ぼす影響は、無いとみられるため、許可相当と判断して参りました。以上、報告いたします。

議 長 ご苦労様でした。
ただいま、蛭名修二委員より、現地調査の報告が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、議案第39号は、原案のとおり承認することに決定し、許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長 日程第7 議案第40号 東北町農地利用集積計画の決定について、議題とします。
なお、12番 蛭名 勲 委員には、東北町農業委員会規則第17条の議事参与の制限の規定により、一時退席をお願いします。

(12番 蛭名勲委員 退席)

議長 事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 17ページをお願いします。
議案第40号 東北町農用地利用集積計画の決定について、東北町長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めた旨の通知がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を求めるものであります。
18ページは、農用地利用集積計画の承認について、町長から農業委員会への承認願いの文書であります。
19ページをお願いいたします。
(1) 賃貸借(受付番号23・24番、2件朗読説明)以上、2件です。
20、21ページをお願いいたします。
(2) 使用貸借(受付番号33番から38番、6件朗読説明)以上、6件です。

議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。本案について、ご異議ありませんか。

7番甲地武彦委員 資料20ページ農業経営基盤強化促進法による利用権の設定、使用貸借の受付番号34番、利用権を設定する方が71歳、利用権の設定を受ける方が75歳とご高齢になる訳ですが、使用貸借期間が20年となっていて支障等はありませんか。

事務局長 はい、使用貸借期間については、当事者同士で契約を結ぶ時点で設定することになっています。仮に当事者が、貸借期間中にお亡くなりになられても、途中で解約することもできますし、ご家族の名義に変更後、改めて利用権の設定をすることが、できることになっていますので支障はございません。

7 番甲地武
彦委員 はい、分かりました。

議 長 そのほか、ご異議ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、議案第 4 0 号は、原案のとおり承認することに決定しました。

1 2 番 蛭名 勲 委員の入場をお願いします。

(1 2 番 蛭名勲委員 入場、着席)

議 長 日程第 8 議案第 4 1 号 東北農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 2 2 ページをお開きください。
議案第 4 1 号、東北農業振興地域整備計画の変更案に係る意見について、農業振興地域の整備に係る法律施行規則第 3 条の 2 第 1 項の規定により、東北町長から照会があったので意見を求めるものです。

2 4 ページをお開きください。

整理番号 4 - 3、4 - 4 の 2 件について説明します。なお、農用地区域からの除外変更申請箇所的位置等は、2 6 ページから 3 4 ページのとおりです。

(整理番号 4 - 3、4 - 4、2 件朗読説明省略) 以上、2 件です。

議 長 ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。これには現地調査が行われていますので、竹内副参事より現地調査の報告をお願いします。

事務局員 議案第 4 1 号の現地確認調査の報告をいたします。
農業振興地域整備計画の変更案について、整理番号 4 - 3 について 2 5 ページから 2 9 ページの資料によりご報告いたします。

3 月 1 日に蛭名修二委員及び藤井久推進委員と事務局職員 2 名により、現地確認調査を行いました。

申請地は、東北町役場分庁舎から北北東へ、約 1 0 . 5 キロメー

事務局員

トルの距離にあり、県道25号線（東北横浜線）の豊前集会所付近から西側へ約500mに位置し、五十嵐地区の集落に近い場所で周囲には、10ヘクタール以上の農地を中心とした一団の農地が存している地域となっています。

申請地の計画変更の内容は、農業振興地域整備計画の農用地区域を除外して、農用地区域外へ変更するものです。

申請地は、風力開発施設を設置するため、許認可を含めた風力発電事業用地の確保が、必要となることから、地権者もそれに同意をしています。

意見については、以上の点を鑑み、風力発電に適した風況の区域、輸送可能な区域、他事業者との共存が可能な区域、民家からの離隔距離を確保できる区域、用地の確保が可能な区域であることから、今後の計画が、明確であることを総合すると、農業振興地域整備計画の農用地区域外へ変更することについては、妥当と判断するものであります。

次に、整理番号4-4について30ページから34ページの資料により、ご報告いたします。

申請地は、東北町役場分庁舎から北北東へ、約10.9キロメートルの距離にあり、県道5号線、野辺地六ヶ所線から東北町営豊畑放牧場へ向い、放牧場管理棟付近に位置し、周囲には、10ヘクタール以上の農地を中心とした一団の農地が存している地域となっています。

申請地の計画変更の内容は、農業振興地域整備計画の農用地区域を除外して、農用地区域外へ変更するものです。

申請地は、風力開発施設を設置するため、許認可を含めた風力発電事業用地の確保が、必要となることから、東北町も、それに同意しています。

意見については、以上の点をかんがみ、風力発電に適した風況の区域、輸送可能な区域、他事業者との共存が可能な区域、民家からの離隔距離を確保できる区域、用地の確保が可能な区域であることから、今後の計画が、明確であることを総合すると、農業振興地域整備計画の農用地区域外へ変更することについては、妥当と判断するものであります。以上、報告いたします。

議長

ただいま、事務局より議案朗読及び説明がありました。ご異議ありませんか。

9 番甲地俊
隆委員 風力発電事業の期間年数と、災害及び事故、倒産や廃業により事業撤退する場合に風力機材等の撤去費用の契約や規約等についての対応が適切になされているのか、説明願います。

事務局長 風力発電事業の期間年数は20年と伺っています。また、事業撤退する場合に機械等の撤去費用の契約や規約等については、契約や補償の内容については、未だ、資料の提出がされていないため後日に確認のうえ、次回に説明をいたします。

9 番甲地俊
隆委員 はい、分かりました。よろしく願いいたします。

議 長 そのほか、ございませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め、議案第41号は、原案のとおり承認することに決定し、町へ意見を送付いたします。

議 長 日程第9 議案第42号 令和5年度、農作業労働賃金等及び農地賃借料情報(案)について議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 35ページをお願いします。
議案第42号 令和5年度農作業労働賃金等及び農地賃借料情報(案)について、別紙のとおり設定するため承認を求めるものです。

36ページをお願いします。
令和5年度農作業労働賃金等標準額(案)について説明いたします。労働賃金につきましては、令和2年度に改正を行ってありますが、特に令和4年度中の社会状況は、燃料、肥料、資材等の高騰がありました。

また、近隣市町村の基準単価を比較したところ、全般に上昇傾向にある事から別紙(案)で設定するものでございます。

(令和5年度農業労働賃金等標準額(案)説明省略)

次に、農地賃借料情報につきましては、令和4年度中の実績に基づき情報提供をいたします。

なお、詳細については竹内副参事より説明をさせますので宜しく

- 事務局長 お願いします。
- 議長 竹内副参事より説明を求めます。
- 事務局員 (説明省略)
- 議長 ただいま、事務局より説明が終わりました。ご異議ありませんか。
- 9番甲地俊隆委員 長芋をバックホウで掘り取りする場合に目安として、どれ位の価格で依頼していますか。また、JA等からバックホウを借りてオペレーターだけ依頼する場合は、どれ位の価格になりますか。また、前者でバックホウは、輸送代が別に掛かってきますが、それらを含めての価格について説明願います。
- 事務局長 はい、後日、JAの機械銀行から確認のうえ、次回説明をいたします。また、標準額については、作業名の種類項目が多いほど設定価格の調査が複雑で難しくなります。近隣の農業委員会では、作業名の種類項目が少なく設定されているところが多くなっています。皆さん方で、作業名の種類項目を多くする必要が無いという意見等があれば、次年度以降に検討したいと思います。
- 9番甲地俊隆委員 はい、よろしくお願いします。
- 議長 そのほか、ございますか。
- (異議なし) の声あり。
- 議長 異議なしと認め、議案第42号は、原案のとおり承認することに決定しました。
- 議長 日程第10 議案第43号 令和5年度 最適化活動の目標の設定等について議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。
- 事務局長 37ページをお開きください。
議案第43号 令和5年度最適化活動の目標の設定等の決定に

事務局長 ついて、別紙のとおり決定し、4月末までに県知事に報告するものです。
詳細については、竹内副参事から説明をいたします。

議 長 竹内副参事より、説明を求めます。

事務局員 (38・39ページ朗読説明省略)

議 長 ただいま、事務局より議案第43号の朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) の声あり。

議 長 質疑なしと認め、議案第43号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第11 議案第44号 東北町農業委員会農地移動適正化あっせん基準について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 40ページをお願いします。
議案第44号 東北町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正について、青森県農地中間管理機構特例事業規定の改正に係る「基準面積」の見直しについて別紙のとおり承認を、求めるものであります。
41ページをお願いします。
あっせん基準面積について、説明をさせていただきます。
(説明省略) 以上であります。

議 長 事務局より議案第44号の、朗読及び説明がありました。ご質疑等ありませんか。

(質疑なし) も声あり。

議 長 質疑なしと認め、議案第44号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 日程第12 議案第45号 農業委員会事務局職員の人事異動

議 長 に係る会長一任について、議題とします。
事務局より議案朗読及び説明をお願いします。

事務局長 42ページをお願いします。
議案第45号 農業委員会事務局職員の人事異動に係る会長一任について、東北町農業委員会事務局職員の人事異動の取扱については、会長に一任することの承認を求めるものです。
なお、職員の人事異動については、総務課から、各課・各委員会等へ新年度の一週間前に発表する予定になっております。
農業委員会事務局職員の異動については、令和5年度第1回農業委員会総会の開催時に報告となります。

議 長 ただいま、事務局から説明がありました。ご異議等ありませんか。

(異議なし) の声あり。

議 長 異議なしと認め議案第45号は、原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。
第12回東北町農業委員会総会を、閉会いたします。

———— 閉会 午後3時23分 ————